



私有地や施設の
迷惑な放置車両を
撤去したい...

放置車両

撤去ガイド

迷惑な放置車両を安全に撤去 するための方法を解説

2006年度から長きにわたり、企業・団体、士業、官公庁、個人など多くのお客様と放置車両問題に取り組んできた私たち「ヒキトリレンジャー」が企画・制作・監修を行いました。はじめてでも、安心して進めるためのガイドですので、参考に見てください。

サポート対応地域

東京都	千葉県	静岡県
神奈川県	茨城県	山梨県
埼玉県	栃木県	群馬県

離島、その他一部地域に対応していない地域があります。お問合せください。

放置車両の撤去 & 処分 = 着手金15,000円

ヒキトリレンジャー

所在地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-62-5

サイト：<https://www.919good.jp>

ご相談：弊社サイトもしくはお電話から

フリーダイヤル
放置車両の相談窓口

 **0800-919-0048**

(年中無休・電話受付：9時～24時)

はじめに

放置車両とは？



放置車両には種類がある？！

以下、放置車両の種類。

- ・所有者本人の意思による不法駐車
- ・所有者本人の意思に沿わず遺棄された車
 - 所有者に不慮の事故が生じた車（事故・病気など）
 - 事件の証拠となる車（盗難・誘拐・殺人など）
 - 借りた者が遺棄した車（レンタカーなど）
- ・住まいとして夜だけ戻る家としての車

このように、様々な種類があり、必ずしも所有者による勝手な駐車だけではないことを認識しておくことは、判断を誤らないためには欠かせません。



放置車両の撤去をする前に知っておくべき重要な事実。

- ・自力救済禁止の原則
刑法242条により、車両の所有者の許諾なく移動させたり処分してしまうと、違法行為となり罪に問われる危険性がある。
- ・民事不介入の原則
犯罪及び事件性のない状況下において、警察は直接対応することはできないものの、住所地を所轄する警察署に通報することで事件性の有無の確認、被害届を出すことができるので通報して来てもらい記録を取ってもらうことが後に役立つ。

上記、大前提として周知徹底をしてから、歩みを進めていくことが最も重要です。



STEP1.警察に通報する



110番通報して警察にきてもらう

110番に通報する際、置き去られている場所（住所）、放置車両のナンバープレート/車体色/メーカー/車種などを伝えられるようにしておきましょう。警察側で事件に関連している車両として届け出がある場合、この段階で事件性の有無を警察側で把握できます。

STEP2.警察官立会いのもと現状確認



警察に記録を残してもらう

事件性が確認できない車両が私有地内に放置されている場合、民事不介入の原則により警察官は直接対処することができません。しかし、通報の事実や被害状況などは、警察の記録に残ることから放置車両の撤去までの過程で問題が発生した場合などには、心強い証拠が残ることになるので現状確認をしてもらいます。

STEP3.警告書を貼り付ける



ダウンロードページ

所有者の反応をみる

放置車両の持ち主宛の警告文を自動車やバイクに貼り付けます。主には、「放置開始日」「強制撤去予定日」「賠償責任について（金額など）」「連絡先」を記載した用紙を窓ガラスやボディなど目に付きやすい部分に貼り付けて反応を待ちます。当社では2種類の警告文を無償提供しています。

▽ダウンロードURLはこちら

<https://www.919good.jp/knowhow/houchi-keikoku/>



ヒキトリレンジャー

無断転載・無断加工・再配布を禁止します。

STEP4.持ち主を特定する



陸運局で証明書を発行してもらう

国土交通省の運輸局へ出向き、窓口で『現在登録事項等証明書』という書類を出してもらえるよう請求します。ただし、放置車両の場合、私有地放置車両関係位置図という書類を添付する必要があるので陸運局に電話して、事前に必要項目を確認してください。（請求には印紙代300円が必要です。）ナンバー有無で方法が変わるので下記を確認！



ナンバーあり

<https://www.919good.jp/knowhow/numberplate-ari/>



ナンバーなし

<https://www.919good.jp/knowhow/ho-uchi-no-number/>



STEP5.所有者に連絡する



落ち着いてコミュニケーションする

本ステップは、放置した自動車の所有者が反社会的勢力や犯罪者ではないことが確認できた場合のみ行うことを推奨します。普通の人であったとしても、居留守や逆上することなども考えられ、怨恨犯罪の標的になる可能性もあるので十分に注意してください。可能であれば、通話録音アプリなどで記録しておきましょう。



引き取りに来た場合、精算して終了！

もしも、所有者と連絡がつき、引き取りが終わった場合は、放置車両の撤去は完了。警察への報告も行う。



ヒキトリレンジャー

無断転載・無断加工・再配布を禁止します。

STEP6.業者にボタンタッチする



業者選定して任せる

STEP4~5くらいから、素人による対応が難しさを増してきます。そのため、経験が豊富な人以外は、警察官立会いが完了した後は、当社のような専門業者に依頼して解決を目指すのが安心です。

STEP7.専門業者側で内容証明を送付



専門家に書いてもらう

内容証明の作成・送付については、顧問弁護士や放置車両撤去業者が契約している弁護士に依頼することで、滞りなく実施できるので専門家に依頼することを推奨します。

STEP8.専門業者側で交渉を実施



放置車両の所有者と交渉

放置車両の所有者との直接的な交渉を実施する際には、先方がどのような人物であるかや、状況の複雑化を避けるため弁護士や放置車両撤去業者に一任することを推奨します。ただし、あなた自身が不動産業や法律の専門家である場合は、直接連絡して交渉しても問題ないでしょう。



引き取りに来た場合、精算して終了！

この段階で、事態が急展開を迎えることもあります。条件がマッチして本人が引き取った場合は、ここで終了です。



STEP9.業者と日程調整



3者の合意で日程を調整する

撤去業者は、放置車両の所有者、放置された依頼主（あなた）の合意の元、車両撤去日時を決定します。所有者が居ない場合、その身内など代理人と決定することとなります。この際、業者には保管場所に難が無いかなど、撤去作業がスムーズに行くよう協力してあげましょう。

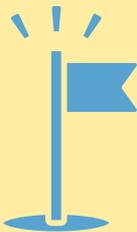
STEP10.撤去作業



現場から放置車両を撤去

私有地や公道などから、放置自動車を撤去する際は、自走できない車ならレッカー車やローダー（運搬車）が必要となります。また、よくある事例としては、「鍵が開かない」「タイヤがパンクしている」「車検が切れている」ことが多々あるため、自己解決するのではなく撤去業者に依頼することが好ましいでしょう。

完了！！



放置車両の撤去作業が完了したら、所有者への報告（立ち合いしなかった場合）を行うようにしてください。撤去業者に依頼した場合は、廃車手続きや解体証明書の発行までしてもらえるので、その書類や撤去時の写真を証明として郵送（着払い）しておけば安心です。



・・・ 放置車両にお困りなら・・・
ヒキトリレンジャーに相談！



対応地域 東京 | 神奈川 | 埼玉 | 千葉 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 山梨 | 静岡

離島、その他一部地域に対応していない地域があります。お問合せください。

放置車両専用サイト

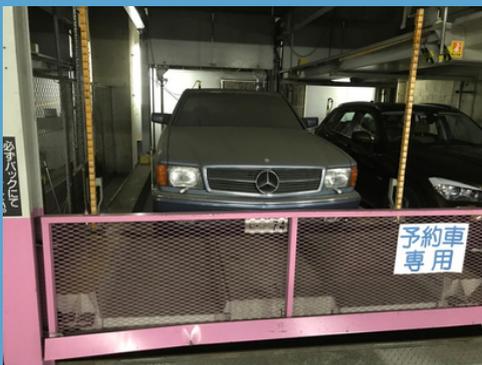


トヨタ自動車

着手金

15,000円

放置車両の状態、保管場所等のヒアリング後に正式見積もり。



ヒキトリレンジャー

所在地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-62-5

サイト：<https://www.919good.jp>

ご相談：弊社サイトもしくはお電話から

フリーダイヤル
放置車両の相談窓口

 **0800-919-0048**

(年中無休・電話受付：9時～24時)